

# 告示

埼玉県告示第七百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

吉川きよみ野ショッピングプラザ

埼玉県吉川市きよみ野四丁目一番一号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）千四百九十八平方メートル

（変更後）二千百八十一平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一五五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 九九台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 八〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 六九平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 九二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 八立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 十一立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間百日間午前九時）から午後九時

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分（年間百日間午前八時三十分）から

午後九時三十分

(変更後) 午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 位置 図面省略

(変更後) 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後二時

(変更後) 荷さばき施設 午前六時から午後二時

荷さばき施設 午前八時から午後四時

八 変更年月日

平成二十六年八月十三日外

二 届出年月日

平成二十五年十二月十二日

二 縦覧期間

平成二十五年十二月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課